

発議第10号

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を、次のとおり改正する。

令和3年8月30日提出

提出者

香芝市議会議員

中山武彦

賛成者

香芝市議会議員

河杉博之

下村佳史

上田井良二

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「として、」の次に「議会における会派及び」を加える。

第11条を第16条とする。

第10条第1項中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「第3条」を「第6条」に改め、同条第2項中「いるときは、」の次に「会派又は」を加え、同条を第13条とする。

第8条中「受けた」の次に「会派の代表者及び」を加え、同条を第12条とする。

第7条中「経由して」の次に「会派の代表者又は」を加え、同条を第11条とする。

第6条第1項中「受けた」の次に「会派の経理責任者及び」を加え、同条第2項中「受けた」の次に「会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた」を、「かかわらず、」の次に「当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、解散の日又は」を加え、同条第4項中「議員」を「会派の経理責任者及び議員」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「政務活動費は、」の次に「会派及び」を加え、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（経理責任者）

第9条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。この場合において、会派の代表者が経理責任者となることを妨げない。

第4条中「係る」の次に「会派及び」を、「経由して」の次に「会派の代表者及び」を加え、同条を第7条とする。

第3条第1項中「とする」の次に「会派の代表者及び」を加え、同条第2項中「おいて」の次に「新たに結成された会派の代表者又は」を加え、同条を第6条とする。

第2条の見出しを「（議員に対して交付する政務活動費）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「政務活動費」を「議員に対する政務活動費」に、「各月1日（以下「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会派の届出）

第5条 会派の代表者は、会派を結成したときは、速やかに別に定める様式に

より議長を経由して市長に届けなければならない。届け出た事項に異動が生じたときも同様とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、香芝市議会（以下「議会」という。）における会派（以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に対して交付する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額20,000円を乗じて、交付対象となった月から当該年度の3月31日までを範囲として算定した額を上限として交付する。

- 2 年度途中において、新たに会派が結成されたときは、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は当月）分以降の政務活動費を交付する。
- 3 基準日において、議員に任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 年度途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。
- 5 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

別表中「第5条」を「第8条」に、「議員が」を「会派又は議員が」に改め、「開催する研修会」の次に「への議員又は会派の所属議員及び会派の雇用する職員」を、「への議員」の次に「又は会派として」を加える。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。